

徳 免 第 9 1 号  
徳 交 指 第 6 0 号  
令 和 6 年 3 月 2 5 日

各 部 課 長 殿  
各 警 察 署 長  
(回議先 交通課長)

保存期間	5年 (令和11年3月31日まで)
------	----------------------

徳 島 県 警 察 本 部 長

交通事故等に係る意見の聴取等の期日等の問合せへの適切な対応について（通達甲）

交通事故又は道路外致死傷（以下「交通事故等」という。）の被害者又は遺族から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日、場所その他参考となる事項についての問合せがあった場合の対応については、交通事故等に係る意見の聴取等の期日等の問合せへの適切な対応について（平成31年3月13日徳免第151号）に基づき実施しているところであるが、この度、警察庁から別添のとおり交通事故等に係る意見の聴取等の期日等の問合せへの適切な対応について（令和6年3月4日警察庁丁運発第44号。以下「警察庁通達」という。）が示達されたことから、令和6年4月1日からは、警察庁通達に基づき関係事務を実施することとしたので、次の事項に留意の上、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

- 1 警察庁通達に規定する行政処分担当課は、運転免許課とする。
- 2 警察庁通達1の(3)中「事故登録票等」とあるのは、「運転免許の行政処分事務取扱要綱（昭和61年徳島県警察本部訓令第11号）第8条に規定する人身事故等行政処分書及び第14条に規定する特殊事案行政処分書」と読み替える。

※ 警察庁通達「交通事故等に係る意見の聴取等の期日等の問合せへの適切な対応について（令和6年3月4日警察庁丁運発第44号）」については、警察庁へお問い合わせ下さい。